【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

 【提出日】
 平成27年6月30日

 【会社名】
 小林製薬株式会社

【英訳名】 KOBAYASHI PHARMACEUTICAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 章浩

【本店の所在の場所】 大阪市中央区道修町四丁目4番10号

【電話番号】 06(6231)1144(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 グループ統括本社本部長 山根 聡

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区道修町四丁目4番10号

【電話番号】 06(6231)1144(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 グループ統括本社本部長 山根 聡

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第97回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今後の当社の事業拡大に備えるため、現行定款第2条(目的)について、「飲食業」を追加する。

今後の事業拡大および取締役会の監督機能強化に備えるため、現行定款第20条(取締役の員数) について、10名以内から12名以内に変更する。

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第24条(取締役の責任免除)について責任限定契約の対象となる取締役を、社外取締役から業務執行取締役等であるものを除く取締役に変更する。また、現行定款第36条(監査役の責任免除)について責任限定契約の対象となる監査役を、社外監査役から監査役に変更する。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、小林一雅、小林 豊、小林章浩、辻野隆志、山根 聡、堀内 晋、辻 晴雄、伊藤邦雄の8名を選任する。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役として、後藤 寛、香月一幸、酒井竜児、八田陽子の4名を監査役に選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、藤津康彦を選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

将来の事業拡大および取締役会の監督機能強化に対応するため、また、会社の業績や各人の能力を総合的に考慮し、取締役の報酬額を年額700百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)から年額900百万円以内(うち社外取締役分100百万円以内)に変更する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対、棄権および無効の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

総議決権個数:406,549個

当日の出席を含めた議決権行使個数:372,442個

第97期定時株主総会 議決権行使結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	無効(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割 合(%)
第1号議案	368,104	1,837	1,545	0	(注)1	可決 98.8%
第2号議案					(注)2	
小林一雅	369,173	767	1,545	1		可決 99.1%
小林 豊	369,195	745	1,545	1		可決 99.1%
小林章浩	369,181	759	1,545	1		可決 99.1%
辻野隆志	369,482	458	1,545	1		可決 99.2%
山根 聡	369,484	456	1,545	1		可決 99.2%
堀内 晋	369,478	462	1,545	1		可決 99.2%
辻 晴雄	369,450	490	1,545	1		可決 99.2%
伊藤邦雄	369,487	453	1,545	1		可決 99.2%
第3号議案					(注)2	
後藤 寛	364,594	5,346	1,545	0		可決 97.9%
香月一幸	362,039	7,900	1,545	0		可決 97.2%
酒井竜児	243,577	126,364	1,545	0		可決 65.4%
八田陽子	369,843	98	1,545	0		可決 99.3%
第4号議案					(注)2	
藤津康彦	369,849	92	1,545	0		可決 99.3%
第5号議案	368,539	1,401	1,545	1	(注)3	可決 99.0%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の 議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上